

平成 23 年 6 月 14 日（火曜日）

第 2 回松島町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成23年第2回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	阿 部 幸 夫 君	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	小 幡 公 雄 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	西 村 晃 一 君
総 務 課 長	高 平 功 悦 君
企画調整課長	小 松 良 一 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 祐 一 君
建設課長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
危機管理監兼 環境防災班長	櫻 井 光 之 君
総務管理班長	佐 藤 進 君
教 育 長	米 川 稔 君

教 育 課 長

亀 井 純 君

選挙管理委員会
事務局 長

中 村 寛 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫

主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第3号)

平成23年6月14日(火曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

Ⅱ 第 2 議員提案第2号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書について

(朗読説明)

Ⅱ 第 3 議案第68号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

Ⅱ 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第2回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをします。―――ほか7名の皆様です。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、12番太齋雅一議員、13番後藤良郎議員を指名いたします。

日程第2 議員提案第2号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議員提案第2号患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書について（朗読説明）を議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議員提案第2号、平成23年6月14日。松島町議会議長殿。提出者、松島町議会議員渋谷秀夫。賛成者、松島町議会議員後藤良郎、同じく高橋幸彦、同じく赤間洵、同じく片山正弘、同じく菅野良雄、同じく今野 章、同じく小幡公雄。

患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）

深刻な不況と働く人の3分の1が非正規職員というもとで、医療費の窓口負担を払えない人など経済的理由で受診を控える人がふえています。日本医療製作機構の日本の医療に関する世論調査、東大医化学研究所のがんや糖尿病などの慢性疾患の調査でも医療費の負担は重いと感じる人がふえていることが明らかになっています。若年層、低所得者で医療費負担に対する不安の増加、長期にわたって医療費負担を強いられる難病患者、慢性疾患患者の過剰な負担のもとで経済的理由による治療中断、受診の手控えがふえ、以前から指摘されてきた歯科だけでなく医科でも受診抑制が進んでおり、医療費の窓口負担の引き下げは緊急課題であることが明確になっています。県内の医療機関からも無保険者、短期保険者が目立つよう

になった、生活保護の人がふえている、病状が悪化するまで受診しない人がある、重症患者が増加している感じ、痛みが引かないまま中断してしまう患者が多いとの声が寄せられており、経済的負担が患者を治療から遠ざけている実態が明らかになっています。このまま受診抑制が続けば症状が悪化して取り返しのつかない事態になり、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の増加につながります。

患者負担が重くて医療を受けられない状態では国民皆保険とは言えません。今日の情勢のもと、まずは子供と高齢者の無料化の実現と窓口の原則3割負担から2割、できれば1割負担への引き下げなど住民、患者さんが費用の心配をなくし安心して受診できるよう下記の事項の実現を強く求めます。

記

1 患者窓口負担を大幅に軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

宮城県松島町議会

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

○議長（櫻井公一君） 続いて、提出者からの説明を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。

患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書について、提案理由のご説明を申し上げます。

経済的理由による治療中断、受診の手控えがふえ、以前から指摘されてきた歯科だけでなく医科でも受診抑制が進んでいます。患者負担が重くて医療を受けられない状態では国民皆保険とは言えません。住民、患者さんが費用の心配なく安心して受診できるよう患者窓口負担を大幅に軽減することを求めるため国に意見書を提出するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提出者からの説明が終わりました。

て

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第68号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第68号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記のことを教育委員会に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成23年6月14日提出、町長。

記

住所 —————

氏名 小池 満

生年月日 —————

以上

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第68号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現教育委員の米川 稔氏が平成23年6月26日をもって任期満了となりますので、新たに教育委員として小池 満氏を任命することについてご同意をいただきたく提案を申し上げるものであります。

小池 満氏の経歴につきましては、資料にも記載しておりますが、昭和50年3月京都産業大学法学部を卒業後、昭和53年4月より県内の公立中学校教諭として勤務され、平成6年4月より公立中学校の教頭、平成11年4月より公立中学校の校長を歴任しております。平成17年4月には利府町教育委員会教育総務課長として2年間勤務され、市町村の教育行政の経験も豊富な方であります。教育委員の任命に当たっては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を得て任命するとされております。町内に在住されており、人格高潔で教育に関する識見を有し本町の教育委員として教育行政を推進するに当たり適任者と考えております。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第68号の採決を行います。採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により 7 番渋谷秀夫議員、 8 番高橋幸彦議員を指名します。

投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（櫻井公一君） 異常なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。7番渋谷秀夫議員、8番高橋幸彦議員、開票立ち合いをお願いします。開票してください。

〔開票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井一夫君） 投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 ゼロ

有効投票中数「可」とするもの 16票

「否」とするもの 1票

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり、賛成多数であります。よって、議案第68号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第4 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第4、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。質問者は登壇の上、質問をお願いします。

13番後藤良郎議員。

〔13番 後藤良郎君 登壇〕

○13番（後藤良郎君） それでは、おはようございます。13番後藤でございます。通告に従い、2点について一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

初めに支えあう地域社会づくりについてお尋ねをいたします。

今、日本の社会は大きく変化してきておりますけれども、血縁で言えば単身者がふえ地縁で言えば一つの土地で暮らし続ける人が少なくなる。企業で言えば終身雇用も崩れ、職縁も薄くなってきております。いわゆるきずなが急激になくなりつつあり、そして看過できないのはその縁をつくることができない人とできている人の格差が絶望的なまでに広がっているという今現実があります。昨年の夏、大きな社会問題となりました地域から孤立する高齢者がふえる中で地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らせること

ができる仕組みづくりは地域福祉の新しい要請であると考えているところでございます。高齢者ばかりではありません。失業や収入が不安定になる中で離婚や児童虐待がふえ、そして子育てに悩む母親やDV、うつ病など弱い立場の人たちを孤立させてはならないと考えます。また、派遣切りや就職難がニートや引きこもりなどの問題を抱える若者の増加をもたらしている状況がございます。希望なき無縁社会に傘差して、一人一人の安全のために高齢者や弱い立場の人を孤立させない支えあう地域社会を構築し、住民が支えあって輝き支えあう社会を願い、以下質問をさせていただきます。

高齢者の地域見守りネットワークの強化や高齢者の地域における外出、買い物などの生活支援サービスの充実について伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 後藤議員の問題提起、今の日本の社会について重要な事柄を含んでいるというふうに思われます。一つ一つの質問についてはまずは副町長で答弁させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、私の方から後藤議員のご質問にお答えしていきます。

まず、高齢者の地域見守りネットワークの強化等についてのご質問でございます。高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように介護保険のサービス以外にもシルバー昼食サービス、宅配夕食サービス、緊急通報システム、生活管理指導員派遣事業、青年後見制度利用支援事業等さまざまな事業を現在展開しているところでございます。高齢者の安否確認や支援につきましては、3月議会でもお答えいたしましたように、高齢者の台帳整理を行い公的なサービスにつながっていない方につきまして民生委員の方々と情報交換を行うこととしておりました。この台帳整理中に東日本大震災が起きましたけれども、この台帳をもとに避難所での確認、自宅への訪問、中でも心配な方につきましては地区の行政委員、民生委員、地域の方々等にも見守りのお願いをしたところでございます。この大震災におきまして新たに支援が必要な方がふえたということは間違いのないと思いますので、本年度実施する高齢者の生活の実態調査とあわせながら台帳をさらに整理し、必要なサービス、生活支援、高齢者地域見守りネットワークを構築していけるように社会福祉協議会、民生委員、行政委員、老人クラブ等関係機関と協議してまいりたいというふうに考えて入るところでございます。

次に、高齢者の外出、買い物など生活支援サービスの充実につきましてでございます。以

前からテレビ等の報道で牛乳の宅配で安否確認、スーパー等で注文配達しての安否確認など、民間での取り組みがあるということは承知しているところでございます。本町におきましてどのようなサービスが必要か、地域の事業者とも意見交換しながら検討してまいりたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 少しずつ細部についてお聞きをいたします。今の民生委員の話ありましたが、地域福祉の担い手であるこの民生委員さんを行政が支援し、そして連携する仕組みを強化し、その民生委員さんが活動しやすい環境整備に私は取り組む必要があると考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 民生委員の支援強化について、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 民生委員さんの活動を強化するということでございますけれども、今回震災を受けまして3月中はちょっと活動ができなかったわけなんですけれども、昨年12月に新たな民生委員さんが構成されまして、震災後の5月に初めての定例会を開催したところでございます。その場においても高齢者等の議題等が出たところでございます。今後につきましても、今以上に民生委員さんの活動について側面から支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） では、よろしくお願いをいたします。一方、今副町長の答弁の中にはありませんでしたけれども、地域福祉の拠点センターとして地域包括支援センターがありますけれども、この支援センターが介護予防のプランの作成する業務が主体でありますけれども、これからは多様な住民ニーズに対応できる高齢者の総合相談所としての人員の体制の見直し並びに広報活動の強化が一方では必要ではないかと私は思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 地域包括支援センター、福祉センターの中にある事務所でございますけれども、ご指摘のとおり、これは前は在宅介護支援センターということで名前が変わりまして地域包括支援センター、高齢者の福祉について総合的に相談の窓口となっておるところでございます。それからさまざまな高齢者の福祉問題については相談に乗っていることでございますけれども、今ご指摘のいろいろな幅広い相談をこれからも一層続けたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） なぜそれを言うといいますと、私の義理の母が昨年来ある病気になりました。自分自身もすごく家族を含めて大分助かったという一面と、もう少し私が申し上げたようなそのような方向性が必要ではないかという思いがありましたのでお聞きをいたしました。

その包括支援センターですけれども、今後の、別の角度になりますが、介護保険の改訂にあわせて国においては団塊の世代が後期高齢者に突入していく2025年には24時間対応の在宅介護、そして在宅看護できる地域包括ケアシステムの確立を目指していますけれども、そういう意味でもっと住民の中に、そして住民の前へ出ていく必要があるのではないかと私は思っていますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護保険の第5期の計画、それから高齢者福祉計画、24年度から3カ年でローリングしているわけなんですけれども、23年度におきましてはこれらの計画の策定期間なものですから、それらを含めまして総合的に介護保険の第5期計画、それから高齢者福祉計画に反映させたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） よろしく願いをいたします。また、少し細かくなりますが、団塊の世代が大量にこれから高齢者の仲間入りをするわけですから、逆に地域の戻ってくる時代だと思うんです。そういう意味で、元気な高齢者が地域の高齢者の手助けをする、前にも私取り上げて言ったことがありますけれども、団塊世代のサポーター登録、そして団塊世代の地域福祉の戦力化がこれからは大きなキーワードになると私は思っていますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 先ほどの第5期の計画の中の前段の23年度におきましては、健康自立度に関する調査票ということでアンケート調査も考えておりますので、その中で対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） そして、支えあう住民の力を生かせる地域づくりのためにボランティア活動にポイント制を導入し、ボランティアポイントをためることで地域での一人一人の活躍に報い実りあるものにしていくボランティアポイント制度を前にも一度提案しましたけれど

も、再度ここで提案をしたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 以前後藤議員の方からそういったボランティアのポイント制度ということでご提案はいただきました。先ほどお話のように、今後高齢者の方々が急速にふえる、団塊の世代の方々が急速に高齢者になっていくということで、まず元気な高齢者の方もどんどんふえていくということをございまして、そういう方々がボランティアに従事するというのは非常に相互の助け合いの世界と言いますかそういう状況の中では非常に大事なことはないかというふうに考えております。ボランティア育成につきましてはそういった点も踏まえまして重点的に町としても推進していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） それから近隣商店の閉鎖や公共交通の廃止で日常買い物に不便を強いられている買い物難民の増加について、モデル地区等を定めながらその実態調査や高齢者への買い物支援の仕組みづくりを考えてみたらどうかと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 先ほど副町長の方でも外出の買い物とか生活支援ということでお話ししたわけなんですけれども、本町におきましてもどのようなサービスが必要なのかというものを改めて地域の事業者さんと意見を交換しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 次に、児童虐待関係について質問をいたします。人が足りない、制度が時代にあっていない児童虐待の防止のための緊急強化基金を創設し、児童福祉士を増員するなどの体制の強化などをこれからは考えるべきではないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 児童虐待、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 児童虐待の関係でございます。現状でございますが、子供の虐待に関する相談、全国的にふえているということでございまして、平成20年度、全国の児童相談所に寄せられた相談が4万件を超えているということでございまして、現在も増加する傾向にあるということで認識しております。また、配偶者からの暴力を受けるなどのいわゆるDVの被害というものも産後うつを代表とする精神的疾患をお持ちの方々、これも増加する傾向

にあると伺っておりまして、社会的な問題であるということで認識しているところでございます。

本町におきましてもここ数年は30人から40人程度のお子さんが虐待、あるいはその疑いがある状態というふうに把握されておりまして、相談件数は全国同様に増加する傾向にあるということでございます。また、DVに起因する母子相談や産後うつに関する相談も児童虐待同様に増加する傾向にあるということでございます。

議員ご指摘されておりますとおり、住民や仲間同士の支えあい、地域の見守り等で問題が解決する場合もございますけれども、住民や地域社会での解決が困難な場合が多く発生していることも事実だというふうに考えております。児童虐待やDV、産後うつに代表する精神的疾患をお持ちの方々につきましては個々に応じて対応方法が異なりまして、時間をかけて専門機関と緊密な連携をとりながら慎重な対応を求められる大変デリケートな問題だというふうに考えております。本町といたしましても迅速かつ効果的に対応するために松島町要保護児童対策地域協議会という組織がございます。これで平成19年度に設置されましたけれども、関係機関と連携を図りながら対策強化を図っているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） そのDV被害者の自立を支援するとともに家庭内だけではなく若い恋人間での暴力、またデートDVの予防の啓発の取り組みなどはどのような考えを持っているかお聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 若い方々のDVの被害というのはちらほらマスコミ等でも話題になっておりますし、具体的な相談が町の方にあるかどうかというのはちょっと担当の方で確認したいと思いますけれども、そういった状況がふえているというのは伺っているところでございます。そういった点からも、まずは乳児の段階からそういった家庭の全戸訪問を実施しているところでございまして、個別の支援の充実をなお一層図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） うつ関係で先ほどお話ありましたが、通院が困難なうつ病患者、またうつ病でありながら未治療の方への訪問支援する、そういう方に訪問支援することできめ細かな回復への医療、保険、または福祉のサービスの提供の必要性があるかなと思いますけれども

も、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） その点につきまして、先ほど申し上げました全戸に松島町としては乳児の段階、そういう赤ちゃんが生後間もない段階からお母さんたちを訪問してご相談に乗っているということでございまして、産後のうつ状態、これは健康診断の場合も判明する場合もございますけれども、乳児の健康診断等、あるいは全戸訪問、在宅の状況、それらを拝見しながらそういった状況を把握し、産後うつと認められた場合には適正なケアに努めているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 次に、ニート、引きこもり関係についてお聞きをします。高齢者の見守りの民生委員さん、そして乳幼児への看護師さん、保健師さん、そして子供たちの学校という関係から比べて若者のニートや引きこもりの現場に向かうその役割はだれが担うのか。ここに私はある意味では大きな落とし穴があるのではないかと思いますけれども、その点についてはどのような考えを持っておられるかをお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ニート、引きこもりの問題、非常に難しい問題かなというふうに思っております。一面でどこの機関がどう対応するかというのは非常に難しい問題かなと。そういった意味からは総合的に支援するということが望まれているのかなというふうに思っておりますけれども、まず現状をご説明したいと思いますが、厚生労働省によりまして平成19年6月、ニートの状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究というものがございました。そこで支援機関を利用している方で調査に応じた418人いらっしゃるようですけれども、その中で引きこもりや精神科、心療内科の受診経験がある方が約半数に上るということでございます。また、対面コミュニケーションの苦手意識が目立つということも指摘されておまして、引きこもりとニート状態になることへの関連性の一端が一連の調査で明らかになっているのかなというふうに思っております。

そういったことから、そういった精神疾患に関するご相談、あるいはニートに関するご相談、そういったものは一元的に役場で専門機関ではありませんけれども、役場でもそういった相談を受け付けはしていきたいというふうに考えているところでございます。子育て支援センターとか福祉班の窓口引きこもりやニートに関する相談ということで年間数件ほど受けております。それを保健師であるとか専門機関につなげるといった支援を行っていき

いというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 地域の中でのそうしたニート、引きこもりなどの若者への現場での手を差し伸べサポートしていく役割も必要ではないかと思います。そういう意味で今副町長がおっしゃられたいろいろな支援機関があると思いますけれども、そのような機関と連携をしてぜひそのような方向性で取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

大きな2番目についてお尋ねをいたします。

がん検診受診率向上対策についてお聞きをします。2006年に成立したがん対策基本法と、それを受け07年に閣議決定したがん対策推進基本計画によって日本はがん対策先進国へと大きな転換をいたしました。当時の政権の推進による乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポンは受診率アップに効果を上げております。また、昨年末に成立した平成22年度補正予算での疾病対策の推進を図るため都道府県が設置する基金に、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を交付することにより、地方公共団体が実施をする子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するために必要な経費1,085億余円を計上されました。これは、予防ワクチンの早期承認とワクチン接種の公費助成を粘り強く主張し続けた結果であります。昨年12月議会での一般質問でも取り上げをいたしましたけれども、特に子宮頸がんは予防法を確立した唯一のがんであり、細胞診とH T V検査を併用する精度の高い検診とワクチンの両者により根絶が期待できるとされております。平成22年の補正予算で国費による公費負担が実現することとなり、検診とワクチンの両輪の公費負担が用意されました。1月18日の臨時議会で我が町においても217人中1から高1相当の女子を対象に子宮頸がん予防接種事業が決まり、この2月から実施されているところであります。3月1日から3月8日までは女性の健康週間と定められており、女性の健康づくりを国民運動として展開することとしておりますが、ことしは最高のプレゼントが用意できたのではないかと考えます。平成23年度予算においても予防接種事業が継続されており、このことについては評価をするものであります。

ところで、日本対がん協会の調査によると無料クーポンで検診受診率は大幅に増加し、特に子宮頸がんとその前段階の症状である異形上皮の発見率が大きく向上していることがわかりました。具体的には子宮頸がん検診の受診者数はクーポン導入前の08年度が127万人だったのに対し、導入後の09年度では約15%増の146万人、このうち異形上皮が見つかったのが3,608人から5,019人と39.11%もふえております。さらに、クーポンを利用した検診受診者数につ

いては対象年齢20、25、30、35、40歳の09年度の受診者数が10万3,215人で前年度比2.6倍に拡大、特に20歳では5,132人で前年度比約9.6倍になっております。

一方、検診無料クーポンによって乳がん、子宮頸がんの検診受診率は飛躍的に向上した反面、胃がんや肺がん、大腸がんの受診率は前年並みかそれを下回っていることもわかっております。また、2月22日、共同通信社が住民がん検診について全国自治体に行った調査結果を発表いたしました。それによると、がん検診で重要と考える取り組みでは受診率向上を第1位とした自治体が58%で最多、また、その最大の障害は住民の関心不足と見る自治体が約72%に達していることも明確になりました。普及啓発活動の充実が必要と考える自治体も49%あり、早期発見、治療に欠かせない検診を浸透させるために積極的なアピールが改めて求められております。がん対策基本計画では2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げております。日本はがん治療の技術では世界トップクラスでありますけれども、検診率の低さからがん対策後進国とも言われております。そこで、以下の質問をさせていただきます。

我が町の乳がん、子宮頸がんの無料クーポン導入により受診者数の推移、がん発見率にどのように貢献しているのか伺います。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、まず初めのご質問でございますが、がん検診受診率の向上ということでございます。無料クーポン券導入によりまして受診率、がん発見率にどのように貢献しているのかということでございますけれども、導入前後で比較してみますと乳がん検診受診率は21年度は17.2%、2年目の22年度は17.7%、子宮頸がん検診で21年度は30.2%が22年度は32.5%ということで、わずかずつではございますけれども受診率は向上しております。また、子宮頸がん検診につきましては20歳代の受診率が年々増加しておりまして、導入前が2.4%が4.6%、5.8%とクーポン券が若い世代の受診率の向上につながったものというふうに考えております。

ここ数年、検診でがんは発見されておられませんので、がん検診率の受診率が高くなれば発見する数が多くなってくるのかなということで、この辺は予測ということでございまして、そういう考え方でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 次に、20歳から30歳代の子宮頸がん罹患者が増加傾向にあると言われておりますけれども、子宮頸がんワクチンや検診の大切さを次世代に伝えていくために家庭、

学校、社会での啓発をどう進めるかが改めてこれからは大事かと思えますけれども、その点について伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 啓発について、大変大事なことでありというふうに我々も認識しているところございまして、命の大切さや生活習慣病予防に関心を持ってもらえるように今後とも小中学校への出前健康教育等を継続していきたいというふうに考えております。また、総合検診の前に検診の重要性を呼びかけるキャンペーンを行うなど、町民の方々に検診を受けるという意識を持っていただけますように積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） せっかくですから、卒業式とか成人式の間なども利用してPRされるのも一つの提案かなと思います。

次に、3番目に国の平成23年度予算において厚労省の働く世代への大腸がん検診推進事業市町村への補助率2分の1として40歳から60歳までの5歳刻みの方に市町村が対象者全員に大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法を理解していただくとともに受診希望者に大腸がん検査キット等を直接送付するなどがん検診を受けやすくし、大腸がんが疑われる人に対しては精密検査につなげるような体制を構築するとありますけれども、大腸がんの受診率50%を目指した取り組みとして本町としてぜひ取り入れるべき事業と考えますけれども、その点についてお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 大腸がんの事業の取り組みについてでございますけれども、まず現状でございます。大腸がんの検診の受診率につきましては、ここ数年わずかずつではございますけれども上昇しているということでございます。18年度が31.8%、これが21年度には34.5%と徐々にふえているという状況でございます。今回、本町におきましても働く世代への大腸がん検診推進事業、これを9月の総合検診の実施とあわせまして取り入れる予定にしております。無料クーポン券を送付することによりましてより多くの方々が受診するよい機会になればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。10番色川晴夫議員、登壇願います。

〔10番 色川晴夫議員 登壇〕

○10番（色川晴夫君） 10番色川です。よろしくお願いします。

1点、伺います。

新三陸復興国立公園、これは仮称でありまして、その創設についてということで質問をいたします。

5月19日、河北新報朝刊に陸中海岸国立公園から松島までを三陸復興国立公園として再編するという記事が掲載されました。このたびの東日本大震災で大きな地震を受けたこの地域を観光活性化で復興を後押しする一方、海沿いの避難路を兼ねた歩道の整備などを基本とするというふうにされているわけであります。現在、国立公園は29カ所ありまして、陸中国立公園、これは岩手の久慈から気仙沼まで180キロメートル、南三陸・金華山国定公園、これは金華山から南三陸町、石巻、金華山までの範囲を指定しているわけであります。そして、これらに加え今回特別名勝地松島、これは松島湾を含む二市三町に広がるこの地域を県立公園というふうにされておるわけであります。そして、さらに今回青森県の種差海岸ということで、今回の大震災の後のこの示されたものが青森、岩手、宮城、3県にまたがる非常に広範囲なというようなことを今聞いておるわけでございます。

このように19日朝刊に突然こういう構想が発表されたわけです。これを見て、町長、もう私たち議員の皆さん、町民の皆さんも本当にびっくりしたのかなとこう思っておりますので、率直にまず最初の質問は町長がこの指定を受けて検討している、国で検討しているということを受けてどう感じたか。そしてこのことについて国県の協議は事前の打診はあったのかというようなことでまず1点目を伺います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国県からも両方ともお話は全然なくて、私も新聞で知りました。これは、それが実現すれば大変いい構想かなというふうには思いましたけれども、どうでしょう、具体的にこれを進めるとなるといろいろな課題問題が出てきたりしますので、その辺は国の方で考え方を整理して、また県の方でも必要な措置をしてお願いしたいなというふうには思っているところです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 新聞で町長も知った、大方そのようなことかと思います。こういうこと

だから打診も何もなかったというようなことだと思います。今回このように今まで松島は県立公園ということで県との協議の中でずっと県立公園の中で松島の観光も含めて自然の維持を、景観の維持をやっていたわけでありまして。今回国という、国立公園という位置づけになるわけございまして、これはいろいろな面に非常に大きく作用するのかなと思います。そういうことで、まだここにはすぐには判断できないかなと思いますけれども、国立公園になったときのメリット、そうでもないのではないかと、県立の方がいいのではないかとというような思いがあるかなと思います。まだそこまで考えていないというようなこともあるかもしれませんが、その辺のメリット・デメリットというものを考えられれば示していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 県立公園よりも国立公園の方は当然レベルが上なわけございまして、国の整備が当然入るということも想定すれば、観光、それからそのイメージ、そういった点でも、また住民国民がそれを楽しめるという点でもいいのではないかと、いいというふうなことがメリットかなというふうに思います。デメリットが考えられるとすれば、さまざまな行為制限とかそういったものが出てくる可能性があります。規制が出てくる可能性がある。あとは、施設の管理運営などに関しましても気軽に使えるのでしょうけれども、ちょっとその辺はわかりませんが、想定されるデメリットということでは使い勝手がやや悪くなる可能性もないわけではないというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 私もイメージが上がるということは確かかなと思うんです。今までは県の公園の中で宮城県が松島は宮城県の、東北の観光の顔であるというそういうもので、全国、それから世界に発信はしていたけれども、県は県でやるんですけれども、今度は国でそういう国立公園はナショナルパークということで今回全世界に売り出すというようなことになれば県よりはその辺の広報活動、そういうイメージはよくなるのかなとこうは思います。それと、今言われたようにデメリットということになりまして、私も後で質問しようかなと思ったんですけれども、今町長が規制と言いました。今回この国立公園の法律、それから今松島町は特別名勝地のもとで文化財保護法、こういうものがある。その中で私たちは景観の中でのいるわけです。国立公園の法律の中と文化財の関係法律、これがもっともっと厳しくなるというふうにお考えになっているわけでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） もっともっと厳しくなるとは、余り思っていないんですが、別な種類の規制がかかってくる可能性があるのではないかというふうに思っています。それと、漠とした計画なんですけれども、どの辺の区域を含むのか。住居系の地域も含むのか。それと、今回多くのまちで被災して建物が流された区域もありまして、その辺も含むのかどうなのか。そうすると、今度はそこに建物を建てさせないような規制というものも考えられるわけです。そういったものとどういうふうに関係してくるのか、そういうものがわからないということがありまして私もちょっと漠としてわからないというふうな表現を使ったんですけれども、一般的に言って今の特別名勝文化財関係の規制というのは規制としては厳しいといいますか、しっかりしているといいますか、そういったことですから、それと国立公園がかぶった場合の規制がもっと厳しくなるんだというような話はちょっと違うのかなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今住宅圏も含むのかどうかということがわからないというような戸とで、今回の大震災で規制が少し緩和される、松島の部分は。特に松島というよりは東松島の方のそういう住宅建設については緩和になるというような方向で今考えられている。この法律、国立公園か、ちょっとインターネットや何かをこうやって見ますと、なによりも被災を受けたところ、観光を含めて水産業、そういうものも振興に役立てると。それから木材、これだけがれきが発生しました。それを最利用して鎮魂の森、その廃材を利用してそういうところとか、それから避難路を将来考え、また大震災を考えながら今度は三陸沿岸を歩道の整備をしていくというようなことがここに書かれているわけでございますけれども、何しろこうやって私たちも町長も恐らく同じだと思うんですけれども、こういうもので見る以外になかなかないのかなと思います。見てみると、来年度にはこういうものが示される方向性に何か向かっていくみたいなんですけれども、そういうときに含めて今後、今県立公園の中で県とのパイプがあって、そして公園事務所があって、何かあれば公園事務所を通じて県にお願いする、または県観光課とかいろいろなところに直接行けるというようなことが今まで行われていたわけです。今回、国立公園というふうになれば今度は国土交通省の方にもいかなければならない。そうすると、今度は県立公園としての中に私たちはずっといたんですけれども、県立公園というのは今度は国立公園になるからなくなるという認識で当然よろしいのでしょうか。県立公園ではなくなる、国立公園。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） その辺がどうなるのか私もわからないわけですがけれども、県立公園と国立公園が重なってあるということはないと思われますので、国立公園になれば県の管轄ではなくなるのであろうというふうに思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それで、県の施設が町長先ほど言ったようにいっぱいあるわけです。駐車場にしても、松島が今借りている福浦のあそこの建物も非常にいっぱい関連するわけでありますので、国立公園になっても県とのそういう今までの関係、これはもっともっと強く押してそれで国に県を通じて訴えてこういう松島の自然を守るとか観光行政を取り組んでいてほしいとこのように思っております。

それから4点目なんですけれども、今この計画の中には三陸沿岸どおりをずっと避難所を含めての道路整備、歩道整備というものが考えられておりました。松島は前からウォーキングトレイル構想というもので浪打浜から今双観山、それから須賀海岸、これは塩竈市の北部が入りますけれども須賀海岸、そのような歩道整備が行われておりまして、これは国事業で、あとは補助事業が入っているわけですがけれども、これなども今回国立公園になれば絶好のチャンスかなと、これを拡大していけば。そうすると国の大きな事業でもってどっと進む可能性があるというふうな思いを持っているので、その辺ウォーキングトレイル構想を避難所的なことも含めながら進めていく考えはありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） この計画自体が、先ほど申しましたように明瞭さを欠くと言いますかよくわからないところがありまして、この前文化庁から担当者、課長も来られたんですが、その中でこの話をしたら「さあ、どうなんだろうかね」というふうな話もありまして、国の中でも調整はしていないような感じでした。ちなみに、今度県議会の中でも同様の質問をされた議員さんがおられて、県知事が大歓迎ですよというふうな話をされていました。県として、いろいろな立場があるんでしょうけれども、メリット・デメリットがあって、また県から離れることで整備が、例えば駐車場なり道路なりの整備が国でやっていただけるようになるとか、そういった考え方もあるのかなというふうには思ったわけでございます。ちなみに、私どもで今考えている、松島町で考えている歩行系ウォーキングトレイル等についても国が指定してその区域に入れば当然国の方の整備にはなろうかなというふうに思いますので、いいことかなというふうには思いますが、ただ、この計画自体がそういうふうに練度が低いと言いますかそういったものでございますので、その辺は状況を見ながら対応していく

という経過を見守っていくというふうにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、今後まだまだ先、全然どうなっているのか見えないような状況が今の町長の答弁でもわかりますけれども、最後にこの問題で復興会議もこれから行われるわけです。協会、そういう関係団体、これも含めて復興会議の中でも国立公園になったらどのようなことが想定されるのか、それから国に訴えかけるのか、そういうこともひとつ議案の中に、協議の中に入れていって協議をしてほしいとこう思いまして、これで質問を終わります。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

9番尾口慶悦議員。

〔9番 尾口慶悦君 登壇〕

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。東日本大震災後の対策についてとこう表題を掲げておいたんでありますが、きのうもありましたように、これは一番最初に質問通告しておりませんので要望だけしておきますが、きのう16番議員ですか、出たように震災復興会議委員、それから復興検討会議委員の名前をいただきましたが、これにきょうも仙台市のものが出ていましたが、実際に被災した人、こういう人を入れてその人たちの意見を十分に聞いたらいいのではないかと希望だけ申し上げておきます。この13人だの16人というのだから1人ぐらいふやしても全く問題はないとこう思うわけでありまして。そして、うんといいいのはこの間6月11日に河北春秋というところに復興とはここは本当にいいところだと思ふ人々の心の物差しを中心に据えてもう一度暮らしの場所として取り戻したいとこういふような共同作業を行うところなんだと、これは民俗研究家の結城さんが言っているのですが、確かにそうだと。だから、それには被災した方々のそういうふうな意見も取り入れたらいいのではないかと思いますので、希望だけ申し上げておきます。

それでは、一番最初に松島町商工業災害再建資金貸付条例案の議会で否決をしたわけでありまして、その大きな要因は一部損壊も入れてくれたらいいのではないかと。町長は半壊で

なければだめだとかいうふうなものが中止になりまして、それではいろいろ問題が出てくるのではないかとこういうふうなことで議会の議員の皆さんが議決権を行使して否決になったとかいうふうなことだと思うんですが、後の議員さんからもこの関係で出てくるので余り深入りはしないと思っていたのでありますが、東日本大震災による被災者に対する支援制度、ここの中に国の機関としてきのう議決をしました災害対策貸付基金というふうなものがありまして、うちの方と全く同じようなものなんです、これは商業に限らないわけです。そして、この条例の中を見ていきますと松島町の商業貸付金よりもさらに条件がいいわけです。支払えなくなったら支払い免除もいいです、さらに支払いを途中までしていただけれどもその後支払えなくなったら支払い猶予もします、徴収猶予もしますとかいうふうな規定まであるわけです。そうすると、これを一生懸命推進をしたら町が考えている以上のものになるのではないかとこう思うわけです。

さらに、中小企業振興資金と小企業小口融資実績調書、これは20年度にもらったわけ、21年の20年度は小口融資は100万円同じなんです。保証人も要らない、そして小口融資は20年度はゼロ、19年度は1件、18年度もその前もゼロとかいうふうになっているんです。そうすると、商業者に限らず商業者ならばこれで用が足りるのではないかとこういうふう思うわけでありまして。それから一般であれば今申し上げましたように、きのう条例を可決しましたものにある融資制度を活用してほしいとかいうふうなことであればいいのではないかとこんなふう思うわけでありまして、町長はこれに対してどういうふうなお考えを持っているのか。まだ出すのか、どういうふうな考えを持っているのかまずお聞きをしておきたいとかいうわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これに関しましては、商工会の方から先日改めて来られまして、これも含め、ほかのものも含めてだったのですがこれはいい制度というふうに商工会の方でも考えるので、ぜひ再提出してほしいというふうな話もいただきました。私どもとしてもいい制度というふうに思っておりますので、再提出の方向で検討しているところでございます。

まず、尾口議員1番目におっしゃった償還条件等についてのお話、なるほどこれは確かにそういった条項がなかったということで、なるほどというふうに思いましたので検討の対象にはさせていただきたいと思います。また、ほかのものと同じではないのかというふうなご指摘がありましたが、一つ一つ見ますと中身が微妙に異なっておりまして、例えば収入条件があるとか、また保証人はなくても金利があるとか、そういったこともあります。商工業者

を支援するための貸付制度は、実はいっぱいありまして何種類もございまして、いろいろな特長があったりしているわけです。その中で前回私どもの方で提案させていただいたものについては100万円であるということ等、商工業者にとって借りやすいものであると、それだと所得制限とかありませんのでそういうメリットがあるということではほかのものもあってもいいけれども、これも必要というふうに考えておりますので、その辺はこの制度、どれと合わせ借りも可能ですのでそういったことからメリットがあるというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は商工業者に固執する必要がないのではないかと思いますのでありますが、平成14年8月12日条例第16号、これは14年の集中豪雨で被害を受けたものに対して災害による被災者に対する援護資金の貸し付けに関する条例、それから15年に同じように宮城県北部連続地震のときには8月13日条例17号で、これも同じような貸付条例が出た。それもその条例もこれは一般対象ですから、商工業者だけでなしに。今度は商工業者だけ対象にしたら一般の人たち、その14年、15年には貸したんです、一般の人に。一般の人たちはどうするんですか。だから、そういうふうなものも入れると、そして半壊とか大規模損壊とかにならないものも14年、15年のときには対応しているんです。だから、うちのところに上がっていく道路が壊れた、それにも使いたいとこうなればいいですと。うんと間口を広げて、そして資金の、そんなに借りられなかったと思うのであります、借入れがなかったんだと思うのであります、予算の範囲内でも何でもありません。ひどかったんだからどんどん貸そうとこういうふうなことで対応されたのでありますが、今度は予算の範囲内だとどっさり出てきたら予算がないからだめなんだとこういうふうに言うのだとこういふのであれば、本当の被災者対策にならないのではないかと。さらに14年、15年の対策も徴収をしない、ひどい方にはそういうふうなものも免除から支払い猶予の規定から同じようにある。町長の商工業者の対応は免除規定もない、支払い猶予の規定もない。こうなってきますと司法関係になるわけでありまして、一般の貸し付けと同じように。そうすると民法の規定が出てくる。そうすると5年や何ぼで時効完成しない。そうするといつまでも残っていく。20年になるのか何年になるのかわかりませんがいつまでも残っていく。本当に被災して借りたんだけど、払おうと思ったんだけど払えない。死亡してしまったらどうするんだ。こういうようなことまであるとこの条例そのものも町長はしたいと言っているのでありますが、不備なのではないかと。もし、やるとすればそういうふうなものにあうように改正して提出する考えがあるのかどうかも含めてお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 平成14年、15年の北部連続地震等との比較が今出てきたわけですが、あの地震と今回の震災では規模が大変違うということがあります。今回貸し付けのみの比較をされているわけですが、被災をされた方々にはさまざまな支援制度を町でも用意しているわけですが、今回については。ですから、総枠として前回平成14年、15年の支援対策に比べればけた違いな対応をさせていただいている、基本的には。今回貸し付けの部分とだけ、その部分だけ比較すればちょっと条件があわないのではないかなというふうなご指摘かとは思いますが、その被災の程度、それから全体に町として、また国として、県として支援している体制の状況を考えた場合にはしっかりと可能な限り支援させていただいているということは言えるのかなというふうに思います。

また、今回商工業者の方々に絞ったということですが、これは条例案の提出のときにも説明はさせていただいたつもりなんです、商工業者の方々に対する支援がどうも国ないし県の支援としてはほかに比べて薄いというような認識がありましたものですから、それを町として補完するという意味があるということでご理解いただきたいと思います。

また2点目、貸し付けの中で尾口議員お示しのようにそういった条件、なるほどというふうに思いましたので、その辺検討させていただいて条例案を出させていただく、つくるときには何か入れ込むような形を考えていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今町長、条例案新たにさらに出すときには検討するとういうようなことでありますが、14年、15年度、内容が規模が違う、これもわかるんです。ところがこの災害弔慰金等の支給に関する法律、貸し付けも含んでいるわけですが、この中身は同じなんです。平成3年ですか、この法律が出たのは。このまま適応されているんです、今も。今も同じなんです。ただ、東日本大震災による被災者にも一緒に適応しますと書いているわけで、そして10年償還が13年になりました、3年が5年になりましたと延ばしましたとこれだけ変わっただけなんです。だから、余りかわらないんです、内容的には。そうしてくると、これらも十分考えながらこの法律の趣旨を体していけば商工業者でなくてもみな適応させていいのではないかな。平成14年、15年も町内の方は大変だろうと、だからこの条例をつくり、そして減免も徴収猶予もしますとういうふうなことでしたわけで、これも十分お考えをいただいて実態にあうようにしていただきたい。私は内容で申し上げているので、商工業者だけでなしに適用して何も不都合がないのではないかなというふうに思うわけです。商工業

者と特定したことによって一般の人はこの資金を利用できない。14年、15年は皆さんに使ってください、商工業者も含めて使ってくださいとこう申し上げているわけで、その辺はひとつお考えをいただければいいなと思うわけであります。

次に参ります。一般質問というのは町長の政治姿勢をお伺いするわけで余り興奮をしないで伺いをしているわけでありますが、災害を受けたパノラマハウスの対策はどう考えているのかとこういうふうなことで質問をさせていただくわけであります。

あのパノラマハウス、建てたときももとの伊藤政治町長が観光松島の一大観光地にしようと、海岸だけが観光地ではないとこういうようなことで随分苦勞をしましてあそこにパノラマハウスを建築をしたわけであります。そのころ、一生懸命運動をしまして仙台市の交通局もあそこに来る、そういうふうなことでかなりあそこは景勝の地として出てきたわけでありますが、だんだんにそれもお客さんが少なくなってやめてしまったとこういうふうな経過を持っているわけであります。

そこで、町長はあの建物をどうしようと考えているのかお聞きをしたいと思うわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 松島パノラマハウスの考えでございますけれども、現在被害調査の業務委託を行う予定にしております、建物調査と耐震診断を実施した上で耐震補強、あるいは改築すべきかを検討するということを考えております。非常にパノラマハウス周辺、観光スポットとして重要なところであるということは認識しております、基本的には建物を存続させていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 一つの提案として申し上げたいのでありますが、建て直しをしたらいいのではないかと、どうせなら思い切って。町長は財源がないと言うのではないかと考えているのでありますが、自治法の改正で信託財産にして信託会社が建てて貸しますというふうな規定が自治法上に出たわけです。私もその当時町長の方にて町長の指示を仰いでいた方でありましたから、これで本当は松島海岸、自治振興会のところ、あそこは信託財産にしてもらってそして宝物館なり博物館なりをあそこにつくったらいいのではないかとこういうふうなことを町長に申し上げたことがあるんですが、ただ、あそこは今完全にハウガンの土地があるものですから不可能だったのでありますが、これも信託財産にして建物調査をして存続するか何だかも考えるのではなく、存続したいというふうな考えであれば信託財産にして

新しく建ててしまったらいいのではないかと。そして一大観光スポットとして松島町はここまですべてをやっているんだとこういうようなことを見せたらいいのではないかと考えて、地方自治法238条の5 普通財産の管理及び処分というものをもってきているわけでありましたが、信託財産なり何なりでそういうふうなものを考えるつもりがあるのかどうかお伺いをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず調査したいということでございます。存続させるために新しい建物というのはあり得る話かなというふうには思っておりますが、そのときにどういうふうな方法がいいのかということもありますし、信託というふうな方法もあるかと思いますが、今の建物が使えるのであればやはりそれを使っていくというふうなことが選択としてはあるのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 使えるのであれば私もそう思うわけでありましたが、3カ月たつわけでありますから、震災があつてから3カ月過ぎたわけでありますから、いつまでも調査調査といっていたのでは観光松島が泣いてしまうのではないかと。町長が何回東京に行ったり大阪に行つて松島に来てくださいと言つてもお客さんが行つて見るところもない、行つたら震災でやられたままになっているとこれでは行つた効果というものは出てこないのではないかとこんなふうに思うわけです。だから、町長の仕事がしやすいように私は申し上げているので、そういうふうなものを十分に考えて、いつまでも考えているのではなく早く実行に移す。考えるだけはだれも考えるわけでありますから、考えたものを実行に移す、こういうふうな姿勢を持つてほしいとこう思つて質問したわけでありますので、町長、そういうようなものも一つの考えの中に入れるとこういうようなことでありますから、もし建物があのままでは尊属できないとこういうふうになったときは十分にお考えをいただきたい、こういうふうに思うわけであります。

それから三つ目でありますが、高城公会堂の建築場所、これは避難所として十分な機能を發揮できるのかなというふうなことでお伺いをしているわけであります。議会の中では議会に正式に出てきていないものですからなにであります、あそこでは無理なのではないかとこういうふうな話を皆さんしていただけるわけでありますが、単にあそのところに車も入らない、そして高城のなにが水害になったときにどうするんだというようなことを考えると、あの場所は不適當なのではないかと私は思っているわけです。そんなことで、もっと本気に

なって造成、高城は一番大きいわけでありますから、松島町の中心地になって大きいわけでありますから、その避難場所としても不適當になるのではないか。それで、あそこから別なところに建築場所を移す考えがあるのかどうかというふうなことを含めてお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 高城公会堂の建設予定地の件でございますけれども、この件につきまして地域との協議の結果、この地の集会機能から判断すれば利用しやすさ、使いやすさ等々から考えますと既存の設置場所が最も理想的な場所であるというふうなご意見をいただいていたところでございます。高城地区の避難場所としてどうかというようなことでございますけれども、避難場所としては第1に命を守るための1次避難、そして第2には中長期的に避難するための2次避難ということを考えておりまして、それぞれ地区民の皆様にもお示ししているということを求められているということでございます。これらの使い分けにつきましては災害の規模、またはそれらの種類によっても異なるというふうに考えております。今回の東日本大震災の場合、高城公会堂につきましては他の集会施設同様に1次避難というわけにはいかないと思います。2次避難ということでの中長期的な避難するための施設という位置づけが適切というふうに考えております。これらにつきましても今後防災会議等で協議いたしまして町民の皆様に関わりやすい資料等の作成などに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町民の皆さんとは高城の区会の皆さんだと思っておりますが、区会の役員さんというのは本来高城の区会の区会則からいきますと選任された人が集まってというふうなことですが、選任も何もしていないんです、みな、ほとんどは。区会の役員さんは。自薦他薦があるのだと思うのでありますが、我々はその人たちを選任していないんです、組員は。選任できないんです。できないふうになっているんです。だから、高城区民の総意ではないんです。区会、区会というようなことを言うのですが、区会は代議員だかなんだかというものを設けまして、その人たちが区会を運営しているわけ。あとは10何人の行政委員さんが運営をしている。これは区の代表、我々の代表ではないんです、実際は。行政からいろいろなものをお願いされていろいろな仕事をしていられて大変だと思うのでありますが、そういうふうになっている。高城になるのか磯崎になるのかわかりません、ここの中にも議員がいるわけですが、私だけでなしに。そういう人たちがあそこでいいのか、機能として。さら

に1台車をとめたらとめられないんです。災害時に行けないんです、あそこに。そういうふうなところが1次避難なり中長期的なものということになれば1次避難所ではないということになるんだと思うのでありますが、ただ、車を持っていない人も行かなければならないわけです。車を持っている人も行かなければならない。そうしてくるとその避難所としては狭くて車をとめていたら入っていけないというようなところでしょう。そういうふうなところに組員がいいと言った、組員がいいか悪いか言っていないんです。私も高城組員ですから、意思表示していないんです、私は。あそこはだめだと言っている、私は逆に。そういうふうなのですが、町長は組員の意見を聞いて、あそこでいいと言ったんだとこういうようなことなのでありますが、その辺は十分にお考えをいただいて建てる必要があるのではないかと。行政が建てるわけでありますから、行政の建物として建てるわけでありますからそういうふうなことが必要なのではないかとこういうふうに思いますが、その考えはありませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私どもとしては区会中心にして区の住民の方々のご意見を吸い上げるという手法をとらせていただいておりますので、その辺は代表していないというふうなことでは私どもは認識はしていないわけですが、すべての声が網羅されているかどうかというのはそれはわからないところがありますし、また、区会の段階でいろいろな意見を取捨選択しながら区全体の要望ということを出されてお話し合いに入られているわけですので、その辺の事情はあるのかなというふうには思いますけれども。高城集会所について、避難所として、今回避難所のあり方というものが各自治体、各地域でもって明らかになってきたところもありますので、そういう意味から1次避難、2次避難というものを考えなければいけないというようなことで我々も考えておまして、その際に1次避難の場所としては必ずしも適切でないのかなというふうな認識は持っております。今後、高城の町、一番1次避難の場所が求められているといいますが高城の町は人口集積も多いですし、また低い部分も多いのでそれについて何らかの答えを見つけ出していかなければいけないというふうには思っております。その中で今後復興会議等もあるいはので、その中でいろいろな意見を聞きながら具体策が出せるのであれば出していきたい。どういうことかといいますと、高城の公会堂を避難所としてそれに頼るというふうなことはちょっとなかなかいかんと思うので、それでない方法というものを編み出していかなければならないというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 高城の方々のご意見だということですが、そうすると

議会はどうなればいいのでしょうか。議会は決めたのだからやりなさいと、議決をしなさい。議決をしなれば議会が悪いんですというようなことになってしまいませんか。みな高城で決めるんだ、いいと言ったんだというふうなことから議会は決めたものをまた否決したら議会が否決したんだ、私はしたいと言ったんだというようなことになりませんか。だから、一緒になって本当は物事を考えるときには業績表を使うわけでありますから議会の議決事件になるわけでありますから、こういうふうなことで高城区会なり何なりはこういうふうなことだった、だから議会はどうかとこういうふうな協議があってもいいのではないかとこう思っているわけでありますが、町長は割にそういうふうなことをしないで組織なり何なりでいいと言ったんだからとこれが議会とのミスマッチが若干出てくるのではないかとこう思うわけでありますが、そういうふうなことにならないようお願いをしておきたい、こういうふう思うわけであります。これは何ぼ言っても同じようなことになるんだと思うので次に進めます。

それから断水時の対応として井戸の確保についてとこうしたのでありますが、前にも災害関係なく井戸水を水質検査でもしておいたらいいのではないかと一般質問でも出たことがありますのでありますが、白坂井戸などはおいしい水だということでもいろいろなところから来まして、水をくんでいるわけです。そしてお茶にして飲んだり御飯を炊くのに水道の水よりおいしいとこう言っているので、水質検査をしたらいいのではないかとというふうな質問もしたことがあるのでありますが、水道水としては、生活用水としては考えていないと前にはこういうふうなお話もちょうだいしたわけでありますが、今度はいっぱい並んだんです。そして水も豊富なわけでありますが、夕方に行きますともう泥水になっているんです。みんなでくむものですから。私も1週間あそこに水くみに行きました。トイレの水なのでありますが、朝2時ごろに行って水をくむといっぱいきれいな水が流れている、わいてきている。だから、そういうふうなあそこだけではなく透水があったり高城の町、本郷と高城が一緒になってそういうふうな昔大変水で苦労したまちなものですから、大事にしているところがあるわけです。そういうふうな井戸を大事にしたらいいいのではないかと。それには水質検査をしてもたいした金のかからないのではないかとというふう思うわけでありますが、これらはそういうふうなお考えがないのかどうかお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回の震災による断水、過去に経験のない全戸断水というふうなことで皆さん本当に水で苦労したというふうに感じております。また、供給する側につき

まして早く供給しなければということで全力を尽くしたわけですが、他の自治体と比べますと自己水源が二つあったという強みがありまして、緊急時の飲料水の供給につきましては何とか供給できたのではないかとこのように思っているところでございます。それで、尾口議員さんのご指摘のご質問ですが、これもまた飲料水だけでは足りなくなるんです。1週間ぐらいは飲料水を供給するということで何とか我慢をしていただければいいところはありますけれども、さらに生活用水、洗濯、あるいはふろの水ということが皆さん必要になってきたかと思えます。そんなことで、断水時の井戸の活用につきましては水道の本管復旧するまでの間ふろ、またはトイレ等の雑用水としての利用が考えられると思っております。今後、地域防災組織等で地域内の井戸を活用することの合意が得られれば、町として水質検査等の支援を行い災害時の水の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あそこは本郷の人たちが自分たちの金を出し合って上屋をつくりまして、そしてあそこにここはいい水だと書いているわけでありまして。それだからほかからも、遠いところからも水をくみにきているわけです。飲み水として直接飲むのかどうか分かりませんが、お茶を沸かしたり何なりして飲み水としても活用しているんです、あそこは。だから、だめならばだめなんだとすればいいんですが、それもしていないわけです。私は知らない、役場は関係ない、あそこは部落でやっているんだとこういうふうなことになるのはおかしいのではないかと認めているわけですから、あそこを歩いて町長も副町長もあそこを歩くでしょう。そのときにちゃんとあずまやがかかってそしてバケツもあってふたをかけて立派にしているわけです。飲料水とできるのだと思っている。今自然の水を大切に利用されている方が多いものですから、そうなりますとそのなにはだめなのだと、だめだったら。こういうふうなことも行政としても何かあったら私は知りません、勝手に部落でしていたのだから部落の責任だとかはいかないと思うんです。だから、あの井戸をどうしていくのかということも含めて行政側が考えていかなければならないのではないかとこのように思うわけでありまして。水道事業所長の答弁は答弁でいいのでありますが、そういうふうなことまで考えないとあその水は飲料水としては町では認めなければ認めませんとこのようにいうことになれば使わないというのが、ポリを持ってきて毎日のようにくんでいく人がいるわけです、車で来て。ちょうど車のたまりもあるものでありますから、だからそういうふうなところもほかにもあるのではないかとこのように思っているわけです。だから、そういうふうなものを活用するなり対応の方法を考えなければならぬのではないかとこのように思って質問し

たわけでありますが、どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ですから、各地区地区に井戸があるかもしれません。私の住んでいる初原にも井戸はございますので、そういった各地区ごとで災害時の対応として使いたい、または使えるというようなものについては地元とお話をしながら町としても支援をする、していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 現実を見てもらって、現実に対応してもらいたい、私は。あそこは水、井戸ですとやっているわけですから、だからそれを見てもらって町では井戸として認めないのであれば認めませんとこうしておかないと何か出たときにそういうふうな問題が出てくるのではないかな。あそこの地域で一生懸命になってあそこを守ってきているわけですから。代表監査委員もあそこのなに出しているようです。書いているものも。だから、そうしてきますとそういうふうなことで皆さんが認知をしているんだと思うのでありまして、その辺は十分にお考えをいただいて対応してほしい、こういうふうに思います。

それから5番目です。これも災害で福浦橋の券売機の補償関係、取り下げしてそのままになっているわけであります、その後どういうふうになったのか。議会でこれは契約書の内容を見ておかしいのではないかとこう申し上げたわけです。執行部側もおかしいですねと、出したけれども間違っていましたとこういうようなことで取り下げをしたわけありますから、そうしたらこれも3カ月になるんです。3カ月になるんだから取り下げした後はどうなっているんだと議会に1回出しているわけありますから。だから、議会に出したら後は知らない、議会でうまくないと言ったから私は知らないとこういうようなことではないと思うのであります、議会の対応が私はすっきりしないのかなとこう思ってこれも質問に出したわけあります、1回出したらだめだったら直す、そして時間がかかるのならば中間の報告をする、これは町長にだって同じだと思うんです。課長さん方が町長に1回出しました。町長にだめだと言われました。だめだと言われたからもういいということでなしに、検討していたならば検討した結果はこうですと。時間がかかるようならば時間がかかりますとこういうふうにならなければ信頼関係というのは出てこないのではないかとこう思ってこれも質問しているわけあります、いかがなものでですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） まず、3カ月というふうにおっしゃっていましたが、まだそこ

まではたっていないのではないかというふうに思っております。4月下旬の臨時会でご提案申し上げ、若干不備があったということで取り下げて、その件について現在リース会社等々へ問い合わせ中ということでございまして、実は議案を取り下げた以降、直接その契約内容についてリース会社と確認をとっているところでございます。リース会社の動産保険におきましては地震や津波による損害は保険の対象外である、対象とならないということを確認しております。このことに基づきまして今回の震災のような契約の定めのない時効につきまして、町とリース会社とが協議するということになっております。そういったことで、現在リース料額、どういうふうになるかそこは今回東日本大震災ということでかなり広域のこのリース会社につきましてもいろいろな自治体とリース契約をしていたということでして、まだまだほかの市町村、そこまでリース契約の確認までいっていないところもあるというふうに聞いております。そんなことでお時間をいただいているということでございます。その経過についてご報告がおくれたということでございますけれども、1カ月半程度、若干そういったことで調整をしていたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） こういうものは私はこの間も、このときも申し上げたのですが、担当課は残存価格があるのだから残存価格分は払わなければならないと約束したわけでしょう、まず。そうしたら、その人がまたほかから言われたから私が前に言ったものはだめなんですとこうは言えないわけでしょう。だから、別な担当が交渉しなさいとこう言っているわけですが、それはしていないわけでしょう。1回約束して払いますと言ったものを、ほかの人から言われたから払えなくなった、もう少し考えてくださいと言ってもあっちは優位に立つわけでしょう、1回約束したのですから。そうしてくると、その係りは交渉の相手にならないんです。なっても相手にされない、約束したではないかと。だから副町長とか町長が交渉の相手になればとは申し上げますが、ほかの担当がしたらいいのではないかというふうに申し上げていたんですけどもそれもしていないというふうなことでありますから、これはほかの担当がやるべきだと。財務課あたりが窓口になるのが一番いいのではないかと私は思っているわけですが、そんなようなことで早急に対応しないと1回いいと言ったでしょうとこうなってしまうような気がしているものですから申し上げたわけであります。これは早急に対応いただきたい。

それから六つ目であります、流燈花火大会、正式に中止というようなことは私たちは聞いたのですか。私が聞き漏れたのかもしれませんが、新聞で見たわけですが、その経

過と町としての対応をお聞きをしたい。町で1,735万1,000円で38万円ですか、補助金を観光協会にやっているわけでありましたが、一番最初に始まったのはもとの町長さんが流燈花火大会、不景気になって集まらない。けれども、町として復興しなければならない、花火大会を継続しなければならない。ならば、町として500万円だか何ぼ出しますとこういうふうに言って始まったんです。いいですか。それまでは花火大会、直接何100万円と出していなかったんです。花火大会のために出しますとこうなったんです。そして、花火大会が出てきたわけです。段々に、一番最初は800年の伝統がある瑞巖寺の施餓鬼会の前夜祭として始まった、そうしているうちに観光業者が黙っていてもお客さんが来るんだからとなったのだと思うのでありますが、17日になったとこういうふうな経過があるわけでありまして、ことしの23年度の当初予算でも担当課長は花火大会のためにこのぐらい出すんだというふうに説明しているんです。それなのに花火大会が、直接花火大会中止になって花火にかわるものをやるんだとこう言っているんだそうでありまして、何千万円とかかるぐらいのなになのかどうか。どんな理由でなったのかもお聞きしたいわけでありまして、きのうの夕方のテレビを見られた方があると思うのでありますが、東京湾で花火大会を中止にした。ところが、花火プロジェクトというのは被災地東北に花火大会をしたいとこういうふうなことで花火プロジェクトが岩手県の方に行って一生懸命になって花火大会をさせる動きをしている。こういうものがきのうの6時のテレビで出ていたのでありますが、そういうふうなことからいきますと、花火大会というのはすべきだった。東北の夏祭りはいっぱいしているんです。いっぱいしていて、東北一体で観光立て直しのためにこういうふうな夏祭りの大半は実施を決めている。町長はどこに行ってこようが、アメリカに行ってこようがどこに行って観光宣伝してこようが夏祭りを期に立て直しをやるんだ、観光は。こういうような新聞を見られたと思うのでありますが、こういうふうにみなやっているんです。大会会長になる町長がどういうふうなお考えを持ってられるのかお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 傍聴者の皆様にお知らせします。議事日程上、もう少し一般質問を続けますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） こういうときだからこそ花火大会という意見もありますし、またこういうときだからこそそうでない企画ということもあります。松島においては後者を選択させていただいたということでございます。花火大会については話の中ではやったらいいのではないかというふうな話もありまして、そういう中で関係者の方々の中から企画として今回の震

災によって犠牲になられた方々の鎮魂、そして死者を供養するお盆の原点ということを考えたときに花火大会ということではなく松島流燈会の海のお盆というネーミングですけれども、そういったものをやるということで実行委員会の中でも意見が統一されたということでございます。

その辺は尾口議員おっしゃるような考え方もあるかとは思いますが、地元のそういった行事を企画される方々のご意思というものを尊重させていただいたということでございます。追加で副町長が答弁いたします。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員、どうぞ。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、花火大会のために出していた行政費用は減額をするというふうに理解していいのでしょうか。この夏祭りを期に立て直しというので青森のねぶた、弘前ねぶた、盛岡のさんさ踊り、仙台七夕、石巻の川開き、みなやるんです。そして一生懸命して、瑞巖寺の施餓鬼会の前夜祭という考え方で前にいたものからいくと災害の鎮魂のためにだったらもっとしなければならないのではないかと私は逆に思うわけであります。私も市町村、町の職員でありましたので市町村職員共済組合で出している「あゆみ」というのがあるわけでありますが、全国に「あゆみ」を発送しているわけです。そして、花火大会は抽選ですと、パレスまつしまは。1時間ぐらいで満杯になるんだそうであります。今年も出したんです。はがきをいっぱいもらった。けれども中止になったら今度は中止をするというお手紙を差し上げなければならない。この仕事も膨大な仕事、ホテルや何かでも同じだと思うのでありますが、そういうふうなものがいっぱいある。行政の長としてほかのなにを見ながらアドバイスをする、大会会長、名誉会長ですか、これになっているのだと思うのでこういうふうなもの、再生への産業界一丸になってというふうな新聞記事を私は持っているわけでありますが、ここの中ではそういうようなことを書いているんです。みんなで復興していかなければならない、そのためには力をあわせてこういうようなことをやると、これが復興のなにだと。でなければ歌謡曲の歌詞だのなにだの来て復興だと歌を歌ってそして浮かれているのではないのではないかとというようなことだって出てくると思うんです、そういうような考え方からいくと。けれども、復興のためには力強い励みになるとこういうふうなことでほかのところにみなおいでいただいて松島にも来ているのだと思うのでありますが、していただけるのではないかとというふうに思うわけであります。中止を決めてからどんなことを言ってもだめだと思うのでありますが、ただ、その費用、花火大会だって私ら予算の議会で第1委員会では説明を受けたわけでありますから、だからこれは減額をするのかどうかお聞きをし

ておきたい。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまの、要するに花火大会から事業費が減るであろう今回の海の盆に変更するなら補助金額を、観光協会の補助金額を減らすべきではないのかというようなご質問というふうに伺いました。今回、観光協会全体の事業収支を見たときに非常にお客さんでにぎわっていたかき小屋等の収入が大幅に減少するということが想定されると思います。今回の予算の収入額を見ますと積立金を大幅に取り崩して繰り入れをしているという状況のようです。また、今回の大震災によって津波が観光協会にも入りまして大きな被災を協会事務局自体が受けている。そして、会員の方々も大きな被災を受けているということで会費収入はまず見込めないというような状況であるということも伺っております。そういったことを考えますと、この補助金総額は減らせないのではないのかということでございまして、現在補助金交付申請書を点検しながら詳細を詰めていきたいというふうに考えておりますが、基本的には補助金額は減らせないものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 補助金というのは積立金どっさり持っているところに補助金をやるのは実際はおかしいわけです。事業をするのに足らないから補助金をくださいというのが補助金でしょう。どっさり貯金を持っているんだけど補助金をくださいと、取り崩してもらって当たり前なんです。補助金をやっているのですから千何百万円、町、皆さんの税金です、これは。海岸の人たちも当然どっさり納めていただいているのだと思うのでありますが、そういうふうなことからいくと花火大会をするからといって、花火大会をしないときは500万円上げないといったんです。花火大会をするから500万円をふやしたんです。そういうふうな経過を見て寄附金も集まらなくなってきた、海岸はかわいそうだ、海岸を復興させなければならぬ、これは行政としても必要だとかいうようなことで補助金を出したんです。私らもいいですとこうなったわけです。補助金を出しなさいとかいうふうになったわけですが、しないでなにするのであればどうなんでしょう。500万円あるから何かしなければならぬ、まず。これでしょうかとかいうふうになるのではないのかというふうに私は考えているわけでありまして。副町長の考え方は今話したのは補助金を取り崩さなければならぬ、取り崩すのは当たり前なんだ。ことしなどはとれないかもしれない、これも当たり前だと思うんです。だから取り崩したらいいではないですか。貯金する団体ではないですから。それは理由にはならない、こう思うわけでありまして。検討するということでもありますから、検討す

るときにはそういうふうなことを含めて検討いただきたいというふうに思います。

それから次にいきます。余り時間がたつので7番目、避難場所を含めた対応というふうなことで出しておきました。この避難場所、ホテル、旅館、寺院等を含めた公共施設等の協定と書いておいたのですが、私のところは高城の西柳2なんです。地震が起きました、津波が来ますとこういうようなことで、あそこの住宅の人たちから何から含めて西柳集会所に集まったわけです。そして、どこに逃げようかと。松高が避難場所だと言ったら松高に行ったら松高が閉まっていてあかない。では、山に逃げなければならない、一番最初に。そして山に逃げるか美遊に行けとこういうようなことでみんなで行ったわけですが、パニックです。車がどんどん来て。そして山の上に行った人と美遊に行った人が出てきた。私も山の上に1回行きまして、それから下りてきたんです。みんなどうなっていたか、みんな避難したかと思っておりてきましたら、松高にあとからあいたので避難をした人もいた、こういうふうなことなんです。だから、そういうふうな避難所に指定をしておいてさっぱり機能しなかった。こういうようなこともあるわけです。だから、そういうふうなところにいろいろなものがあるのだと思うのでありますが、さっぱり機能しないようになっている。危機管理監も何も一生懸命やっているのだと思うのでありますが、避難対策が完全でなかったのではないか。一生懸命言っている割合にはこの間4月22日に議会と住民の一般会議を持ったわけですが、そのときに出たのは防災計画に定める特定避難場所が機能していないのではないか。機能しないということはその人たちと連絡が十分とれなかったとこういうようなことだと思うのでありますが、いろいろな7項目ばかり出てきたわけですが、あとは役場からどんどん文書が来るけれども、紙1枚で行政委員に渡されても何をやれと住民に伝えたらいいのかとか、こういうふうなものがあるわけ。そしてある、これも余り内容までいいのでありますが、地域の人が役場に来たら行政委員さん文書をやっていると公いうふうに言われた。行政委員は職務怠慢ではないかということでおしかりをちょうだいした、その行政委員さんは。役場から紙1枚をもらって、そしてみんなに連絡しろといってもそれはできるものではない、毎日役場から10何号ですかまで出ていくわけですから、そのときにもう少し、総務課長には申し上げて確かにそういうふうな対応をしなければならないとこういうようなことでお話をいただいたので、その方には言ってそういうようなことに近い話があったのだとすれば改めると言っていたからとこういうようなことを申し上げたのでありますが、そんなようなことを含めて対策が不完全なのではないか。

それからホテル、旅館に避難場所を求めているわけですが、ここの町長と20年5月17

日に協定を結んでいる旅館、旅館組合、災害時における宿泊施設等の使用に関する協定、この中でこれも不備なのではないかと思うのでありますが、避難した人たちが支弁しなさい、費用の負担。こういうふうに書いているんです。避難どんどんしていったかわからないのに避難した人たちが支弁をする、こういうふうなものも大変なのではないかと。役場は協定を結んだのだから知らない、旅館組合の避難どっさりさせてもらったのですが、ここに行ってどういような対応かしていただけるのかどうかわかりませんが、これらも町長は見直しをしていくとこういうふうに言っているわけでありましたが、避難場所も含めて。こういうふうなものも見直しをしなければならないのではないかと。300人も500人も避難させてくれた。その人たちにも何人、どこに行ったのかとここのところで費用はあなたたちがやれ、避難者が責任を持ちなさい、利用者が負担をするんですとこういうようなことなんです。だから、こういうふうなものはどうなのでしょう。もう少し、そしてこれはホテル、旅館まで下の末端のところまで組合員全部に浸透しているのかどうか。何か聞くところによると、最初はだめだとこんな話を受けたということも聞いているわけでありましたが、こういうような協定を結んでいるのだからどこにでも入っていったいいと。こんなふうになしているのだから私が入るのは当たり前ではなく、お世話になることはいつでもいいとこうなるのだと思うのでありますが、そういうふうなものの対応が十分にされたのかというふうに考えるわけでありします。

それからお寺も私は巖流寺であります。巖流寺にあそこは高台なものですから巖流寺にも行った。ところが役場ではそれも把握されていないから何も行っていません。何も行っていません。だから、お寺にあったもの、それらを出してそして食わせたとこういうようなことを言っているわけでありましたが、役場は避難場所に何人何人と書いたものに巖流寺は載っていなかったんです。だからそういうふうな対応も役場の中がパニックになっているからできなかったのかもしれませんが、そういうふうなパニックにならないように災害の計画、防災計画の中には担当者がだれだとかみんな書いているわけです。それが機能していないんです。だから、書いていない。こういうふうになっているのでありますが、そういうふうなものを反省点として挙げられるのではないかとこう思うわけでありましたが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今尾口議員さんの方から発災当日から震災当初の町の取り組みに関してのご意見、いろいろいただきましたけれども、まず最後の方に今議員

さんの方からお話があったお寺の方なんですけれども、今回の震災では大変大きな役割を担っていただいた。特に海岸地域では観光客の受け入れを全面的にしていた。こういうことにつきましては旅館、ホテルだけに限らずお寺さん、それから神社もあります、そういったところとも新たな避難所としての協議を重ねていって一つの形をつくっておいて、そしてそれを住民の皆さん、観光客の皆さんに示していかなければならない、これは大変重く受けとめているところでございます。それから避難対策が完全ではなかったのではないかと、例えば一例として松島高校を挙げていただきました。このときにかぎがかかっているという情報はすぐに私の方にも入りまして、学校に無線を持った職員を走らせて協議させました。全校生徒の対応をするだけで手いっぱい、ちょっと住民の皆さんまでは手が回らないかもしれないという判断をしたということでしたので、それは違うということで再度お話をしあけていただいたという経過もでございます。その辺につきましてもこれは松島町と同じように松島高校さんもパニックになったのだろうというふうに思っております。これはきちっと検証会議を通して、まずは避難所であった松島高校も含めて旅館、ホテルの関係者の方々とあわせて検証会議を重ねていって、どうすれば今回の形の中でスムーズに対応がとれるのかということも協議を重ねていきたいというふうに思います。これは当然議会にも報告していかなければならないことと思っておりますし、また防災会議の中でもこれはきちっとご報告をさせていただいてご意見もいただきながらまとめていきたいというふうに思います。

この避難所につきましては早急の問題ですので、今がれき等の処分も大体先が見えてきておりますので、我々担当チームとしては早速こちらの方の動きに入っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） パニックになったからそれもわかるのでありますが、そういうふうなことで私もみんなことを上だと、高いところだということできりぎりみんなで行ったものから、行って上げてから戻ってきたんです。そうしたらいなくなっていた。松高があいたので松高に入った。松高に入って人たちはおにぎりだの何だの出たわけですが、今度は指定避難所なり避難した場所でないところにいる人たちは何もないわけです。ようやく車に乗せられていったけれども今度は車がいなくなった寒いところに立っている人もいます。そういうようなところには何もなかった。これはほかの地域でも同じようなことが新聞に書いているのですが、避難場所以外のところも対応しなければならない。そういうふうなことでいろいろ大変だと思うのでありますが、そういうふうなことを含めて十分な対応をし

ていただきたい。ここにうんと格好いいことを書いているんです。6月8日の自治体津波対策支援をとこの石巻、岩沼の西と南三陸、松島、利府の3町は避難場所を見直す方向で検討している。こういうようなことを書いているわけでありますが、避難場所そのものが機能していないわけです。だから、避難場所をかえるのではなく避難する場所そのもの、指定避難場所に入れるような対応もしなければならない。これが一番だと思う。何ば会議持ったり何だりして格好いいことを書いても現実に問題が処理できなければ何の意味もないわけであり。私はだから余り計画計画と計画だけするよりもそういうふうな現実を直視する方策をとってほしいとこういうようなことを言っているわけでありますが、今終わってしまったからこんなことを言っても始まらないので、今後はそういうふうなことをしてほしいというふうなことにしておきたいと思います。

それからもう一つだけ、緊急雇用対策と対策事業であります、この東日本大震災でかなり雇用が一番問題にこのごろになってきますと落ち着いてきましたので雇用問題が一番大きな問題になっているようです。住宅もそうであります、それでこういうふうなものを見てみますと国ではいっぱいあるわけです。県を通して。私の方も緊急雇用しているものがあるわけでありますが、緊急雇用、本当にこの事業が緊急雇用に採用しなければならないところなのかと私は疑問に思うところがうんとあるわけです。緊急雇用で金が国から来るからここはいいんだけどここにも入れるとこういうふうになっているのではないか。緊急雇用しなければ、ではそのまま仕事がおくれるのかといえそうではない課があるような期がしているわけです。それはもう少し議会に出てくるときにはいかにも県からなり国から言われたようにして予算書が出てくるわけです。議会はそれを否決するわけにはいかない。こういうようなことになっているのでありますが、これもこういうふうな事業がある、執行部はこういうようなことに、ここのところに人を投入したいとこういうようなことで議会と相談があってもいいのではないかと。相談する機関ではないわけでありますが、私は予算を持っているんだし、提案権があるんだからというふうなことで予算を出すのかどうかわかりませんが、そういうふうな対応もしてほしいものだ。いろいろな国の事業があるわけです。だから、そういうようなもののときはこういうような事業がいっぱいある、この中で町長としてはこういうような事業に人を投入したいとこういうようなものは全員協議会なり何なりというのはそういうようなときも採用されていい組織なのではないかと思うわけでありますが、最後にそれだけ申し上げて質問を終わりますが、それだけに答えていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 緊急雇用の事業について事前に全協なりでご相談等々をすべきではなかったのかというようなご質問かとは思いますが、今回議会に提案いたしました緊急雇用の事業、これは震災により被災された方々の雇用機会を創出するという事で、この緊急雇用創出事業の枠が拡大されたということでございます。震災対応分野というのが拡大されたということでございまして、今回の補正の中で特に受付窓口に必要な要員が、多数の来客があるということで建設課なり町民福祉課なり合計しますと7人の方を直接雇用ということで計上させていただいたものでございました。このほかに、この緊急雇用の事業につきましては直接役場が雇用するほかに各種民間企業も含めまして委託による雇用の創出というものもできるということでございます。そういったこともあわせ考えますと、そういった各種団体等々に我々としても今後とも事業の実施について働きかけを行っていきたいというふうには考えておるところでございます。尾口議員も何かそういった事業のご提案、もしこんな事業をやったらどうだというようなお話、各議員もそれぞれそうかと思いますが、あれば直接担当課の方にアイデアなりをお示しいただければ非常にありがたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私らが言うもの、同一に本当に来ているのか来るのかわからないわけです。だから、そういうふうな事業があるのだということを言われればそうだ、ここならいいのではないかと、必要なのではないかと、町長どうなんですかといくわけですが、私らはわからないわけです。予算なり何なりが出てきて決まったもの、印刷されて出てきてから、副町長に言われてもどうにもならないわけでしょう、おたくの方も。だから、そういうふうなものに二元代表制何回も言うのですが、そういうふうなもので協議をする必要があるのではないかとこう申し上げたので、その辺も前もってお知らせいただければどんどん申し上げていきたいこう思いますので、お願いを申し上げます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、傍聴者の皆様にもお知らせしますが、きょう実は午後からデンマークの皇太子の方が被災地のお見舞いということで松島に訪れることになっておりますので、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は15日に延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。

延会します。ご苦労さまでございました。

午後 0 時 3 5 分 延 会